10.5.16 朝

仲裁者田中警察部長から 裁定條項發表

[illegible]

罷業團 承諾す

[illegible]

として
一、大西は入營猶豫（約百名の豫定）の爲め失職する者には此日前日の時の給料を與ふる事
二、今回の爭議に於て因に起つた職工を解決中に罰せざる事
三、解決は職工側の意志より成す事
の三條件を提示して愈々に引上げた

[illegible]

裁定條件

一、此際職工を雇傭する者は全部雇傭せしめること但し求職條件上人員は會社に於て之を定むるも罷業者に關しては差別待遇をせざること
二、分會一切の交渉は勞働團體と交渉し組合員各自の交渉を爲さしめること
三、勞働團體とは會社に從業する勞働者一百人以上を以て組織せる團體を云ふ
四、會社從業員として勞働團體に加入せざるものは各自に交渉をなすこと
五、交渉不調の場合は二週間以内に協議に關して解決をなし又は仲裁に附せしむること

[illegible]

總同盟 紛議

[illegible]